

入 札 説 明 書

令和 7 年度藤枝総合庁舎緑地管理業務委託に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 令和 7 年 4 月 15 日
- 2 入札執行者 静岡県藤枝財務事務所長 平山 親子
- 3 担当部局 〒426-8663 静岡県藤枝市瀬戸新屋362番地の 1
静岡県藤枝財務事務所管理課
電話番号 054-644-9111
- 4 業務委託内容等
 - (1) 入札番号 藤財第12号
 - (2) 業務名 令和 7 年度 藤枝総合庁舎緑地管理業務委託
 - (3) 業務場所 静岡県藤枝市瀬戸新屋362番地の 1 静岡県藤枝総合庁舎敷地内
 - (4) 業務概要 静岡県藤枝総合庁舎敷地内植樹帯の管理（殺虫剤散布、剪定作業、機械除草）及び芝地帯の管理（除草剤散布、施肥、芝刈）
詳細は設計書による。
 - (5) 業務期間 令和 7 年 5 月 16 日から令和 8 年 3 月 16 日まで
- 5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (2) 静岡県における建設工事競争入札参加資格者名簿に業種「造園工事業」で登載されている者であること。
 - (3) 入札参加資格確認申請書等の提出期限の日から落札決定までの期間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止を受けていない者であること。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
 - (5) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極

的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(6) 事業協同組合、企業組合、協業組合、官公需適格組合その他の組合が参加する場合は、当該組合の組合員でないこと。

(7) 静岡市又は藤枝財務事務所管内（藤枝市・焼津市・島田市・牧之原市・吉田町・川根本町）に本社又は主たる営業所等（県内に本社を置く者に限る。）を置く者であること。

(8) 造園工事業に係る経営事項審査の総合評定値が700点以上の者であること。

6 入札参加資格の確認等

(1) 本入札の参加希望者は、次により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を作成のうえ提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者、又は入札資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

ア 提出期間 令和7年4月15日（火）から令和7年4月25日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時00分から午後4時30分まで

イ 提出先 上記3に同じ

ウ その他 申請書及び資料は、各1部及び長3号封筒（簡易書留料金を含む切手460円貼付）を併せて申込先に持参又は郵送（簡易書留に限る。）することとし、電送によるものは受付しない。

(2) 入札参加資格の確認は、申請書、資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和7年4月30日（水）までに通知する。

(3) 申請書は、別記様式1により作成すること。

(4) 資料は、次によるものとする。

ア 建設業法第3条に規定する許可の通知書の写し

イ 受付印のある建設業の許可申請書の様式第1号及び別表又は様式第22号の2の写し等静岡市又は藤枝財務事務所管内に主たる営業所等があることを証する書類

ウ 建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値通知書（審査基準日が入札日より1年7か月以内のもの）の写し

(5) その他

ア 申請書及び資料の作成及び申込みに係る費用は、提出者の負担とする。

イ 入札執行者は、提出された申請書及び資料を入札参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出期限後における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

エ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

オ 提出された申請書及び資料は、公表しない。

カ 申請書及び資料に用いる言語は日本語に限る。

7 入札資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 入札資格がないと認められた者は、入札執行者に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明を求める場合には、令和7年5月7日（水）までに書面（様式自由）を持参することにより提出しなければならない。
- (3) 入札執行者は、説明を求められたときは、令和7年5月12日（月）までに説明を求めた者に対して、書面により回答する。
- (4) (2)の書面の提出先は、上記3に同じとする。

8 契約書案、設計書、仕様書、申請書、入札書及び入札心得等（以下「設計図書等」という。）の交付

設計図書等の交付を次のとおり行う。

- (1) 申請書類等ダウンロードサービス（静岡県公式ホームページ電子行政サービス）による配布

令和7年4月15日（火）から令和7年4月25日（金）までの期間、無料で配布する。

<http://www2.pref.shizuoka.jp/all/sinsei.nsf/indexView>

- (2) 上記3での配布

令和7年4月15日（火）から令和7年4月25日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時30分まで、無料で配布する。郵送による配布を希望する者は返信用切手320円分を貼付した返信用封筒（定形外）を上記3まで送付すること。

9 設計図書等に対する質問

- (1) 本入札の参加希望者は設計図書等の内容について質問をすることができる。
- (2) (1)の質問をする場合には、令和7年5月1日（木）までに書面（様式自由）を持参することにより提出しなければならない。
- (3) 入札執行者は、質問に対して書面により、令和7年5月7日（水）までに回答する。
- (4) 回答は、令和7年5月8日（木）から令和7年5月12日（月）までの午前9時00分から午後4時30分まで縦覧に供する。
- (5) 縦覧場所は上記3に同じ

10 現場説明会

現場説明会は実施しない。

11 入札執行の日時及び場所等

- (1) 入札執行日時 令和7年5月14日（水）午前10時00分
- (2) 入札執行場所 藤枝市瀬戸新屋362番地の1
静岡県藤枝総合庁舎 本館2階 第7会議室
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満切捨）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札書は封書に入れ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「5月14日開札（入札）[令和7年度藤枝総合庁舎緑地管理業務委託]の入札書在中」と記入しなければならない。

- (5) 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を持参させなければならない。
- (6) 入札者又はその代理人は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (7) 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。
- (8) 入札執行回数は2回を限度とする。
- (9) 入札書の受領
 - ア 郵送、電送による入札は認めない。
 - イ 入札書の提出に当たっては、入札参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

12 開札

開札は上記11に掲げる日時・場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

13 入札の無効

公告等に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書及び庁舎等管理業務の委託に係る一般競争契約入札心得（以下「入札心得」という。）において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格のある旨を確認された者であっても、確認の後、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止を受けて入札時点において入札参加停止期間中である者等、入札時点において5に掲げる資格のない者が行った入札は無効とする。

14 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

15 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は免除する。

16 契約書作成

契約の締結にあたっては、契約書を作成しなければならない。

17 支払い条件

半期毎の実績払いとする。

18 その他

- (1) 入札参加者は、入札心得及び契約書案を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (2) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止を行うことがある。
- (4) 本契約について、契約の内容を記録した電磁的記録により締結することを希望する場合は、落札決定を行う前までに電子契約同意書兼メールアドレス確認書を上記3まで提出すること。
- (5) その他詳細不明の点については、静岡県藤枝財務事務所管理課（電話番号054-644-9111）に照会すること。